

## 「オンライン資格確認等システム」の運用について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認等システム」を運用しています。

マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口に設置しております顔認証付きカードリーダーを利用してすることで、医療保険の資格確認がスムーズに行えます。

なお、公費負担医療制度（福祉医療、難病医療等）をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となりますので、従来通りご提示をお願いいたします（原則 月 1 回）。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来の健康保険証でも引き続きご受診が可能です。

### ◎マイナンバーカードを利用するメリット

- 健康保険証を持参しなくても医療機関を受診することが可能です。
- 同意があれば、過去の処方履歴や特定健診情報を提示し診療に役立てるできます。
- 高額療養費制度情報の提供に同意いただくことで病院が限度額情報等を取得できますので、患者様の申請手続きおよび限度額を超えた一部負担金が不要となります。
- 受診記録が残るため、医療費控除申請の手続きが簡単になります。

## 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年度診療報酬改定により、従来の「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が見直され、新たに「**医療情報取得加算**」として以下の通り算定します。

### マイナンバーカードの保険証を利用しない場合

- ・医療情報加算 1…3 点（初診時）
- ・医療情報加算 3…2 点（再診時／3カ月に1回算定）

### マイナンバーカードの保険証を利用する場合

- ・医療情報加算 2…1 点（初診時）
- ・医療情報加算 4…1 点（再診時／3カ月に1回算定）

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。